



原告 中山田 さつき

# 安全神話の復活は許されない

## 1 はじめに

原告団共同代表をしている中山田さつきです。私は国東半島の山村で、シイタケ栽培などを行っている農業者です。私が住んでいるところは伊方原発から直線距離で60数キロかと思いますが、空気の澄んだ晴れた日には肉眼で伊方原発が見えます。福島原発事故後に住民がいなくなった飯館村と似ています。伊方原発で過酷事故が起きたら、福島県飯館村の住民と同様に、私の農業を営む暮らしも奪われることになると思います。今日は新しい裁判官のもとでの初めての口頭弁論にあたり、意見を述べさせていただきます。

この裁判は提訴より丸4年が経ちました。4回の追加提訴で、原告の人数は大分県民569名に上り、大分地裁で住民が訴えた裁判では最大規模になっています。

東日本大震災による福島第一原発事故と、2016年3月に熊本・大分を襲った大地震で、大分県民は中央構造線につながる対岸の伊方原発の安全性に大きな不安を覚えることになりました。原告の思いはそれぞれですが、「福島のような原発事故を二度と起こしてはならない。」「ふるさと大分を原発事故の放射能汚染にさらしたくない。」という思いは共通していると思います。

## 2 福島のいま

福島ではあの事故で、16万5千人が避難生活を強いられました。今も故郷に帰れない人が5万人もいます。原発事故は人の暮らしを根こそぎ奪いました。

政府は除染が終わったとして、本来年間1ミリシーベルト以下にしなければいけない放射線量の基準を20ミリシーベルトに引き上げ、今も原子力緊急事態宣言が出されたままの地域に人々を帰そうとしています。放射能の悪影響が大きい妊婦や子どもたちもです。復興の名の下に、人々の安全を無視した許されない政策です。

そして、通常は100万人に1～3人の発症と言われている小児甲状腺ガンについて、悪性と悪性疑いの子どもが237名にも上り、187名には手術が行われています。国や県は原発事故との関連性を未だに認めていませんが、明らかに数十倍の高さで多発しています。手術をした子どもたちはホルモン剤の服用や再発の心配を抱えて生きていかねばなりません。

福島第一原発は今も放射性物質を放出し続け、収束の目は全く立っていません。貯まり続ける汚染水を海に流してしまう計画も現実化されようとしています。毎日多くの作業員の被曝

労働によって維持されていますが、事故は終わっていないのです。

## 3 安全神話再び

事故から10年になろうとしている今、語りつくせない深刻な被害を、政府もマスコミも、そして私たちも、数万人というようにひとくりにした数字で語ってしまいます。一人ひとりが、それぞれの家族が、その集落が、取り返しのつかない被害を被ったことを知ること、想像することを忘れてしまいがちです。

そして再び、政治の場や経済界、さらには司法の場においても、原発安全神話が語られ始めていると感じます。それは「原子力規制委員会の審査を合格すれば安全」という安全神話です。

当初の規制委員会の田中前委員長は、「審査に合格したからと言って、安全性が担保されたとは申し上げない。」と繰り返し述べていました。しかし、安倍首相はじめ政治家は「世界最高水準の新規制基準に合格したのだから安全だ。」と言い始め、電力会社も「規制委員会さえ通ればよし。」の姿勢です。福島第一原発事故後の「万が一にも繰り返してはならない。」という規範が忘れられようとしています。

規制基準は本当に最高水準で事故を起こさない適正なものなのか、審査も適正に行われているのかも、検証され続けなければ、福島事故を招いた、以前の「原発安全神話」と同じ轍を踏むことになります。

今まで原子力発電は大きな公益性があると考えられ、原発が抱える大きな負の問題点は棚上げにしたまま、国策によって優遇されてきました。しかし、再生可能エネルギーの技術革新が進み、省エネ技術も格段に進歩しました。福島事故後、脱原発を国の政策として選択した国もあります。日本でも2013年9月から「原発ゼロ」を2年近く実現していました。原発が稼働しないと電力が足りなくなって大変なことになると言われてきましたが、そうではないことは実証されました。もう、原発を特別扱いすることはやめるべきです。

私たちが運転差し止めを求める伊方原発は、南海トラフ地震の震源域にあり、中央構造線断層帯の直近に立地する、危険が差し迫っている原発です。内海に面して建てられている原発は国内で伊方原発だけであり、過酷事故による放射能汚染は周辺各県に及び、瀬戸内海も死の海となることが想像されます。

また、伊方原発3号機はプルトニウムを含むMOX燃料を使うプルサーマル発電です。再処理工場の目途もたらず、核燃料サイクルは破綻していると言っていい状況にある今日、運転の継続は、運転中の危険はもちろん、格段に保管・処理が難しい使用済みMOX燃料を無責任に増やし続け、危険性をますます高めることとなります。

そのリスクの高さから、原発を運転する四国電力には最大限の安全性を確保する責務があるはずですが、今年1月の定期検査中に相次いだトラブルは一步間違えば大事故につながるものでした。原発の過酷事故は津波や地震だけで起こるものではありません。人的ミスも機械の故障も過酷事故に繋がります。四国電力の危機管理能力にも大きな不安を覚えます。

私たちは、今までは原発問題を立地県の問題にとらえ、心配はしても、自分の問題として向き合ってきませんでした。これまで、原発の問題性に主体として取り組まなかった「私・私たち」

が多かったことが、福島事故を招いたと思います。本当に自分の問題として取り組むために、この裁判の原告になりました。

陳述の最後に、大分県中津市で「環境権」を掲げて火力発電所の建設に反対した作家・故松下竜一さんが「暗闇の思想」という文章の中で述べた言葉を紹介します。

「誰かの健康を害してしか成り立たぬような文化生活であるのなら、その文化生活をこそ問い直さねばならぬ。」

原発こそ、私たちがそして司法が問い直すべき最たるものだと思います。

この裁判は569名の原告だけの裁判ではありません。提訴後に裁判所に提出した4万5千筆を超える署名にも表れているように、大分県民の総意を背負った裁判です。裁判官の皆さんにおかれては、福島のような事故を再び起こさないために、裁判に真剣に向き合い、司法の責務を果たしていただきたいと思っています。 以上

第16回口頭弁論 2020.9.17

## <意見陳述書>

# 肝に銘ずべき「万が一にも」の表現



弁護士 徳田 靖之

## 1 私が本件訴訟に関与するに至った理由について

1. 私は、司法修習が21期ですから、今年で弁護士となって52年目ということになります。しかしながら、本件訴訟に関与するまで、原発訴訟に関与したことは全くありませんでしたし、関与しようとしたこともありませんでした。私は、父を太平洋戦争で失い、戦後の貧しい時代を生き抜いてきましたので、何よりも平和の問題を大切にしてきました。

そうした私にとって、かつて、政府や電力会社が掲げた「原子力の平和的利用」というキャッチフレーズは、とても魅力的なものに感じられ、長きにわたって、原子力発電所を容認する理屈となって、私を呪縛し続けてきたのです。

2. そうした私が、自らの愚かさに目覚めることになったのは、2011年3月の福島第1原子力発電所事故でありました。スリーマイル島やチェルノブイリ原発の重大事故を知ることを通して、原発の安全神話とはそれなりに決別していた私でしたが、この福島事故によって、原

発の存在そのものが、私たちの生命・身体そして郷土を破壊し尽くすものだというのを、痛切に思い知らされたのです。「原子力の平和的利用」なるものを信じた自らの愚かさを、心の底から恥じたのでした。

3. しかしながら、今思い返せば、この時の私には、原発事故が、私や家族にも甚大な被害をもたらしかねない、私自身の問題であるとの認識が欠けていたのです。どこかに「対岸の火事」として眺めてしまっていたのだと思います。そうした私の思いが吹き飛ばされたのは、2016年4月の熊本・大分地震でした。

震度5強の激しい揺れの中で、食器類が崩落破損し、柱をつかんで、辛うじて姿勢を保ちながら咄嗟に感じたのは、南海トラフ巨大地震はこんなものではない、もし、現実のものとなったら、伊方原発は、どうなるのかということでした。「他人ごとではない」ということを、私が、思い知った瞬間でした。

4. 今更申し上げるまでもないことですが、私の自宅も事務所も、そしてこの大分地方裁判所も、本件原発からの直線距離は、70キロメートルほどしかありません。

5. 本件審理にあたっては、万が一、本件原発が破綻すれば、その放出された放射能による被害は、この裁判所そしてここで働くすべての人たちの身に直接襲い掛かるのだということを、肝に銘じていただくことが、何よりも求められているということを先ず、指摘しておきたいと思えます。

## 2 原発の安全性についての司法審査の在り方に関連して

1. 今回提出した準備書面（11）でも指摘したところですが、原発の安全性に関する司法判断は、揺れています。本件原発に関連してなされた4つの高裁決定（阿蘇4噴火に関しての福岡高裁宮崎支部決定を含む）は、結論が、2対2に割れています。

同一の争点に関し、同じような当事者からの主張・立証がなされたにもかかわらず、高裁の判断が、このような形で異なることになった要因は、一体、どこにあるのでしょうか。

私は、この点を説明することが、切実に求められていると感じています。

そこで、この点に関する、私なりの意見を、3点申し上げることにします。

2. 判断を異にした第1の要因は、福島第1原発の重大事故の悲惨さを、どの程度深刻なものとして受け止めてきたのかという点に関する、人間としての、感度の差ではないかということです。（本来は、この点について、詳細に論じたいところなのですが、意見陳述に宛てられた時間の制約から割愛します。あえて、人間としての感度の差という表現を用いたことにご留意いただければと思います。）

3. 第2の要因は、伊方原発行政訴訟における最高裁判決にいう「万が一にも」災害を起こしてはならないという判示についての、解釈の相違ではないかと思えます。

ご承知の通り、最高裁は、本件原発に関して、「当該原子炉施設の安全性が確保されないときは」「周辺住民らの生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなどの深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ」このような災害が「万が一にも起こらないようにするため、科学的、専門技術的な見地から十分な審査を行わせる」ことになっていると判示しました。

ここでいう、「万が一」をどう解釈すべきであるのかということが、先行決定に関与した裁判官の判断の相違を生み出したのだと、私は、理解しています。

例えば、本件原発の立地評価や影響評価の検討対象火

山である、阿蘇山は、過去に4回の破局的噴火を起こして、巨大なカルデラを形成したとされています。

約26万年前、約13万年前、約12万年前、そして阿蘇4噴火が約9万年前です。こうした過去の歴史から明らかになるのは、阿蘇2噴火と阿蘇3噴火との間隔は、約1万年しかなく、阿蘇3噴火と阿蘇4噴火の間も、約3万年しかないということです。そして、最後の阿蘇4噴火から、既に9万年が経過しているのです。

巨大噴火の発生時期や規模を予め察知することは出来ないというのが火山学の定説であることを考えますと、阿蘇5噴火が、本件原発の運転期間中に発生する可能性が十分小さいなどということを、誰が言うことができるのでしょうか。

これまでに、本件原発の運転差止めを命じた広島高裁の2つの決定は、まさしく、この可能性について、最高裁判決の提示した「万が一」という判断基準を文字通り採用したものだということが出来るのだと思います。

4. 第3の要因は、原発の安全性という、科学的かつ専門技術的な判断が求められる事案において、科学者、専門技術者間で見解の対立ないし相違がある場合における、司法としての対応の在り方に関する立場の相違です。

地震学にしろ、火山学にしろ、いずれにしても仮説に留まるものであり、どれが正しい見解であるのかということを確認することは出来ないとされています。それだけに、本件における個々の争点のいずれに関しても、科学者、専門家間の意見の対立や相違がみられます。そうした時に、多数説であるとか、規制委員会が採用した有力な説であるかどうかという基準は、全く意味をなさないということです。ご存知の通り、関東大震災を予告した今村明恒説は、学会の権威によって無視された全くの少数説でした。

本年1月の広島高裁決定は、このような場合には、より保守的つまりより安全性を強調する説を採用すべきだと明言しています。これこそが、「万が一」を起こしてはならないという、司法判断の在り方なのではないでしょうか。

## 3 おわりに

裁判官の皆さん、本件訴訟においては、まさにこの大分地方裁判所が、被災するかもしれないという危険性が問われているということ、最高裁が示した「万が一」との基準を単なる「お題目」として葬り去るのか、憲法の守り手としての司法の権威を誇示するものとして、活用するのかということが厳しく問われているのだということを肝に銘じて、審理にあたってくださるよう、切望して、私の意見陳述とします。 以上